

（意匠法の一部改正に伴う経過措置）

**第二条** 第三条の規定（前条第三号及び第四号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の意匠法第二号、第三号、第三号第二項、第五号第二号及び第三号、第六号第一項第三号、第四号及び第七号、第八号、第八号第二、第十号、第十七号第一号、第二十一号、第四十二号第一項第二号、第四十八号第一項第一号、第六十号の六第三項、第六十号の八並びに第六十号の二十一第二項の規定は、この法律の施行の日（以下この項及び次条において「施行日」という。）以後にする意匠登録出願について適用し、施行日前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

**2** 第三条の規定（前条第四号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の意匠法（以下この条において「新意匠法」という。）第十五条第一項及び第六十号の十第二項において準用する特許法第四十三号第三項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「旧意匠法」という。）第十五条第一項及び第六十号の十第二項において読み替えて準用する特許法第四十三号第二項に規定する期間を経過している意匠登録出願については、適用しない。

**3** 新意匠法第十五条第一項及び第六十号の十第二項において準用する特許法第四十三号第八項及び第九項の規定は、第四号施行日以後に新意匠法第十五条第一項及び第六十号の十第二項において準用する特許法第四十三号第七項に規定する期間を経過する意匠登録出願について適用し、第四号施行日前に旧意匠法第十五条第一項及び第六十号の十第二項において読み替えて準用する特許法第四十三号第二項に規定する期間を経過している意匠登録出願については、なお従前の例による。

**4** 新意匠法第十五条第一項において準用する特許法第四十三号の二（同項において準用する同法第四十三号の三第三項において準用する場合を含む。）の規定は、第四号施行日前にした意匠登録出願に伴う優先権の主張については、適用しない。

**5** 新意匠法第六十八号第一項において準用する特許法第五号第三項の規定は、第四号施行日前に旧意匠法の規定により特許庁長官、審判長又は審査官が指定した手続をすべき期間を経過している手続については、適用しない。

（商標法の一部改正に伴う経過措置）

**第三条** 第四条の規定（附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の商標法第六十八号の二十八第一項の規定は、施行日以後にする標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書第三条の三に規定する領域指定であって日本国を指定するもの（以下この条において「日本国を指定する領域指定」という。）について適用し、施行日前にした日本国を指定する領域指定については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第四条** 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（執行官法の一部改正）

**第五条** 執行官法（昭和四十一年法律第百一十一号）の一部を次のように改正する。

第八号第一項第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三 特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百五条の二の二第三項の規定による援助第八号第二項第一号中「又は前項第一号の二」を、「前項第一号の二」に改め、「調査」の下に「又は同項第一号の三の援助」を加え、「又は同号」を、「同項第一号の二」に改める。

|        |       |
|--------|-------|
| 法務大臣   | 山下 貴司 |
| 経済産業大臣 | 世耕 弘成 |
| 内閣総理大臣 | 安倍 晋三 |

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年五月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第四号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律

**第一条** 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「講すべき措置」を「講すべき措置等」に、「第四節 住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅に係る措置（第二十七条・第二十八条）」を「第四節 特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る措置（第二十六条の二・第二十八条）」を「第五節 特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅に係る措置（第二十八条の二・第二十八条の四）」に改める。

**第二条** 第二号中「第六号第一項及び第二十九号第一項」を「第六号第二項及び第二十九号第三項」に改める。

**第六条** 第二項を削り、同条第一項中「建築等（建築物の新築、増築若しくは改築（以下「建築」という。）を「修繕等」に「模様替又は」を「模様替」に、「設置若しくは」を「設置又は」に改め、「をいう」の下に「第二十九号第一項において同じ」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

建築主（次章第一節若しくは第二節又は附則第三条の規定が適用される者を除く。）は、その建築（建築物の新築、増築又は改築をいう。以下同じ。）をしようとする建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第七号中「住宅事業建築主その他の」を削る。

第三章の章名中「措置」を「措置等」に改める。

第十九条に次の一項を加える。

**4** 建築主は、第一項の規定による届出に併せて、建築物エネルギー消費性能基準への適合性に関する審査であつて第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定に準ずるものとして国土交通省令で定めるものの結果を記載した書面を提出することができる。この場合において、第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「二十一日前」とあるのは「三日以上二十一日未満の範囲内で国土交通省令で定める日数前」と、第二項中「二十一日以内」とあるのは「前項の国土交通省令で定める日数以内」とする。

**第三章** 第四節の節名を次のように改める。

**第四節** 特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る措置

第三章第四節中第二十七条の前に次の一条を加える。

（特定建築主の努力）

**第二十六条の二** 特定建築主（自らが定めた一戸建ての住宅の構造及び設備に関する規格に基づき一戸建ての住宅を新築し、これを分譲することを業として行う建築主であつて、その新築する当該規格に基づく一戸建ての住宅（以下「分譲型一戸建て規格住宅」という。）の戸数が政令で定める数以上であるものをいう。以下同じ。）は、第六号に定めるもののほか、その新築する分譲型一戸建て規格住宅を次条第一項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

**第二十七条** 条の見出し中「一戸建ての住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅」に改め、同条中「住宅事業建築主」を「特定建築主」に、「一戸建ての住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅」に改める。

**第二十八条** 条の見出し中「住宅事業建築主」を「特定建築主」に改め、同条第一項中「住宅事業建築主」を「特定建築主」に、「一戸建ての住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅」に改め、同条第二項中「住宅事業建築主」を「特定建築主」に改め、同条第三項中「住宅事業建築主」を「特定建築主」に、「一戸建ての住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅」に改め、同条第四項中「住宅事業建築主」を「特定建築主」に、「一戸建ての住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅」に改める。